各位

特定業務委託契約について

本契約は、高知市公共調達条例に規定する「特定業務委託契約」に該当します。

受注者には、対象労働者に市が定める基準額以上の賃金を支払うこと、労務台帳を作成し提出 すること、業務の一部を下請負者に請け負わせるときは下請負者に誓約書を提出させること等が 義務付けられます。

また、基準額以上の賃金が支払われない場合、対象労働者は受注者又は市長に申し出ることができます

これらのことについては、「特定業務委託契約に関する特約条項」により契約を交わしていただきます。

■ 対象労働者

業務に係る作業に従事する者(正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等)を対象 労働者とします。労働者でない者(ボランティアや会社役員)等は除かれます。

■ 基準額·労働報酬下限額

基準額は、労働報酬下限額*に労働時間数を乗じて得た額です。受注者は、この基準額以上の額を対象労働者が受け取れるようにしなければなりません。

※ 労働報酬下限額は、特定契約において、受注者等が労働者等に対して支払わなければならない賃金の下限額で、1時間当たりの単価として定められています。

労働報酬下限額(特定業務委託契約) = 1時間当たり 1,022円

■ 労務台帳の作成・提出

受注者には、対象労働者の労働報酬に係る台帳(労務台帳)を作成し備え置くとともに、 その写しを所定の期日までに提出していただきます。

■ 対象労働者への周知

受注者は、次に掲げる事項を労働者等に周知しなければなりません。周知方法は、作業所における掲示又は労働者等への書面の交付によります。

周知事項

- ア 条例が適用される労働者等の範囲
- イ 労働報酬下限額
- ウ 条例に関する申出先
- エ 申し出により不利な取扱いを受けないこと。

■ 誓約書の提出

受注者は、業務の一部を下請負者に請け負わせるときは、対象労働者に支払う労働報酬 の額が労働報酬下限額を下回らないこと、労務台帳を作成し備え置くこと等を遵守する誓 約書を提出させなければなりません。

【高知市公共調達条例について】

高知市では、調達における競争性、公平性等を高めるとともに、調達するものの品質、価格及び履行の適正及び社会的価値の実現及び向上に配慮し、市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的として「高知市公共調達基本条例」を制定し、平成24年4月1日付けで施行しました。条例は、平成26年9月議会において「特定契約制度」に関する規定をもつ「高知市公共調達条例」に改正され、平成27年10月1日から全面施行されています。

高知市公共調達条例及び特定契約制度の運用に関する詳しいことは、高知市契約課ホームページ「高知市公共調達条例について」に掲載されていますので、内容をご確認のうえ入札にご参加ください。